

電気通信事業法に基づく協議について

1. 趣旨

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）及び電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 343 号）による改正後の電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号。以下「政令」という。）において、総務大臣は、政令第 11 条第 1 項第 1 号から第 6 号に掲げる総務省令を定めるにあたっては、個人情報保護委員会に協議する旨が規定されている。

今般、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号）の施行に向け、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）を一部改正し、政令第 11 条第 1 項第 1 号から第 6 号に掲げる総務省令を定めるため、総務大臣から個人情報保護委員会に対し協議があったものである。

2. 施行規則の改正案の概要

改正内容は以下のとおりである。

- ① 特定利用者情報の取扱いに関する規律の対象となる電気通信役務（法第 27 条の 5）について、無料の電気通信役務の場合、利用者数が 1,000 万人以上である電気通信役務、有料の電気通信役務の場合、利用者数が 500 万人以上である電気通信役務と定める（施行規則案第 22 条の 2 の 20）
- ② 情報取扱方針に記載すべき事項（法第 27 条の 8）について、取得する特定利用者情報の内容に関する事項、特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項、特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項等と定める（施行規則案第 22 条の 2 の 23）。
- ③ 外部送信規律の対象となる電気通信役務（法第 27 条の 12）について、他人の通信を媒介する電気通信役務等であって、ブラウザその他のソフトウェアにより提供されるものと定める（施行規則案第 22 条の 2 の 27）。
- ④ 外部送信規律において通知等すべき事項（法第 27 条の 12）について、送信されることとなる利用者に関する情報の内容、情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名・名称等と定める（施行規則案第 22 条の 2 の 29）。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

3. 対応案

施行規則案は、利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を確保するために必要な規律を定めるものであるが、個人情報の保護に関する法律に基づく規律との整合性その他の観点から特段問題ないものであることから、本協議については、資料 2 - 2 のとおり、異存はないものとして回答することとしたい。